

2018年漁業センサス 海面漁業地域調査票 記入の仕方



◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいうべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

農林水産省の職員が、記入内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

0301
様式調第3号



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2018年漁業センサス 海面漁業調査 海面漁業地域調査票

平成30年11月1日調査

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	寄体番号
基本指標番号	09	87654321	001	

市区町村名
〇〇市

漁業地区名
〇〇

本調査票は、漁業地区単位で作成します。

漁業地区の定義は以下のとおりです。

同封した「地図」にその範囲を示していますので、「漁業地区名」欄に記載された漁業地区の範囲を確認した上で、調査票の記入をお願いします。

- この調査は、全国の漁業地区の資源管理・漁場改善の取組や活性化の取組、水産業施策に必要な基礎資料の整備を目的としています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
- 記入に当たっては、「海面漁業地域調査票の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムで消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。

★ マークを記入する欄は、下のように濃く塗りつぶしてください。

記入例 : : : 9 8 7 6 5 4 0
つなげる すきまをあける

記入例 0 →

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例 1123

悪い例 0 →

- 調査票の内容については、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの過去1年間について記入してください。

● 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいいます。

用語の解説(Ⅰ 資源管理・漁場改善の取組)

用 語		解 説
漁業資源の管理	漁獲(採捕、収獲)枠の設定	魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいいます。養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいいます。 【例】 毎月の総漁獲量設定、漁業者ごとの小型魚の漁獲数量規制 等
	漁業資源の増殖	漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）放流等を行っているものをいいます。 【例】 ヒラメ稚魚の放流（50mm、100万尾） 等
	その他	上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいいます。 【例】 資源量の把握 等
漁場の保全・管理	漁場の保全	藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいいます。
	藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいいます。
	薬品等の不使用の取組	漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいいます。合成洗剤不使用の取組みはここに含めます。
	漁場の造成	漁場の価値向上を図る取組をいいます。 【例】 魚礁設置、築磯の造成、産卵場・育成場の造成、藻場・海中林の造成、海底耕耘、作れい 等
	漁場利用の取決め	漁場利用に関する取決めを行ったものをいいます。 【例】 禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの） 等
	その他	上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいいます。 【例】 植樹活動、魚つき林の造成、漁場の監視 等
漁獲の管理	漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。なお、養殖における養殖密度の規制はここに含めます。 【例】 樽流し漁法の禁止 等
	漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 漁船隻数の規制、漁船トン数規制、馬力数の上限設定 等
	漁具の規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 漁網の目合規制、漁具数制限（一本釣り漁船の乗組人数や竿数制限を含む。）、光力上限制限 等
	漁期の規制	漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 年間30日以上休漁日を設定、日曜日を休漁日と設定、3日連続操業の禁止、定期休漁日の設定、航海数の抑制（2週間で5航海まで等） 等
	出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 出入港時刻の設定、網入れ・網上げ時間の統一 等
	漁獲(採捕、収獲)サイズの規制	採捕、収獲または出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 30cm以下のひらめは再放流、あわびは12cm以上のみ出荷 等
	漁獲量(採捕量、収獲量)の規制	年間または漁期間若しくは1日当たりの1経営体または1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいいます。 【例】 経営体ごとの年間漁獲量制限、個人の採捕数量の制限 等
	その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいいます。

資源管理計画：国や都道府県が定めた「資源管理指針」に基づき関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、自主的に行う資源管理措置を内容として作成する計画をいいます。

漁場改善計画：持続的養殖生産確保法第4条に基づき、漁業協同組合等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいいます。

その他：資源管理計画や漁場改善計画以外で資源管理や漁場改善を目的とするものをいいます。

なお、漁業地区をまたがる取組についてはそれぞれの漁業地区の調査票に記入します。

0302

I 資源管理・漁場改善の取組

- 過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に**漁業地区において**漁業協同組合が行った資源管理・漁場改善の取組について、**取組ごと（資源管理計画、漁場改善計画、その他）**に記入してください。

名 称	取組区分			対象とした漁業資源																		
	資源管理計画	漁場改善計画	その他	参加漁業経営体数																		
					魚 類				えび 類		かに 類		貝 類			そ の 水 産 動			漁 業 漁 者 取 該 する 漁 該 する 漁 者 取 該			

資源管理計画や漁場改善計画は、計画の名称、自主的な取組は、組織の名称を記入してください。

漁業地区をまたがる取組の場合、参加漁業経営体数は、当該漁業地区に居住する者のみを記入します。

101	あわび漁業資源管理計画	●	0	0	:	:	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102	定置網漁業管理計画	●	0	0	:	:	6	6	●	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103	漁場改善計画 わかめ養殖	0	●	0	:	:	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104	漁場改善計画 ぶり養殖	0	●	0	:	:	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	海女部会	0	0	●	:	:	1	7	0	0	0	0	0	0	●	●	0	0	0	0	●
106		0	0	0	:	:			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【魚種別の資源管理計画の記入例】

<<あわび漁業資源管理計画>>

漁業調整規則等におけるルール
 漁業を営む期間：11月1日から2月末まで。
 殻長制限：12cm以上

自主的管理措置
 操業日数の規制：11月1日から2月末までの間において15日以内の操業とする。

資源量調査の実施
 密漁監視

【漁業種類別の資源管理計画の記入例】

<<定置網資源管理計画>>

漁業調整規則等におけるルール
 漁業期間：周年

自主的管理措置
 操業期間の規制：4月1日から2月末まで
 ひらめの体長制限：30cm以下は再放流
 さけ稚魚放流を実施

114		0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115		0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 過去1年間に漁業地区において漁業協同組合が遊漁関係団体と連携した取組を行った場合は、**当てはまるものすべて**に記入してください。

取組あり	201	●	→
取組なし		○	→

3 ページにそれぞれの用語の解説を掲載していますので、ご参照ください。

0 3 0 3

他物の種類 海藻類 なまこ類			漁業資源の管理 漁獲（採捕・収穫）枠の設定 漁業資源の増殖 その他の海藻類			漁場の保全・管理 漁場の保全 藻場・干潟の維持管理 薬品等の不使用の取組 漁場の造成 漁場利用の取決め その他										実施した措置															
																漁獲の管理								法制度を上回る自主規制							
																法制度による規制															
漁獲（採捕、収穫）サイズの規制	漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	漁具の規制	漁期の規制	出漁日数、操業時間の規制	漁船の使用規制	漁法（養殖方法）の規制	漁具の規制	漁期の規制	出漁日数、操業時間の規制	漁船の使用規制	漁法（養殖方法）の規制	その他	漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	漁獲（採捕、収穫）サイズの規制	漁具の規制	漁期の規制	出漁日数、操業時間の規制	漁船の使用規制	漁法（養殖方法）の規制	その他											
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48			

該当するスペースにマーク

【漁場改善計画の記入例 1】

＜＜漁場改善計画（わかめ養殖）＞＞

漁業権行使規則等におけるルール

養殖施設規模の制限：1 経営体あたり幹縄総延長2.0km
以内

自主的管理措置

養殖施設の適正配置：施設間の間隔は3 m以上とする。

成長促進のための施肥禁止

病害虫対策としての薬剤不使用

【漁場改善計画の記入例 2】

＜＜漁場改善計画（ぶり養殖）＞＞

漁業権行使規則等におけるルール

養殖施設数の制限：養殖いかだは800台

自主的管理措置

養殖密度設定：網生簀内における飼育密度は7kg/m²以下

【資源管理計画・漁場改善計画以外の記入例】

＜＜海女部会＞＞

漁業調整規則等におけるルール

漁期間：4/1～9/15

漁獲サイズ規制：あわび（12cm以上）、さざえ（5 cm以上）、うに（7cm以上） 等

自主的管理措置

漁期間の自主規制：5/1-9/5

合成洗剤不使用運動の推進

7ページにそれぞれの用語の解説を掲載していますので、ご参照ください。

0304

Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。
開催があった場合は、「ある(回数)」欄に開催回数を記入し、その議題について、
当てはまるものすべてに記入してください。

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)	
な し	あ る (回数)
301	302
0	3

会合・集会等の
開催があった場合

会合・集会等の開催が
なかった場合は次に進ん
でください

会合・集会等の議題(該当するものすべてにマーク)							
特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	企業参入	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
303	304	305	306	307	308	309	310
0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 活性化の取組

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施
した**ものすべてに記入してください。

関係する活動(該当するものすべてにマーク)						左記の活動は実施していない
新規漁業就業者・ 後継者を確保する取組	「ミミ」(海岸・ 海上・海底)の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な 祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催	
311	312	313	314	315	316	317
0	0	0	0	0	0	0

左記の活動は実施していない

「魚食普及活動」とは水産物の消費拡大(栄養特性や健康食品としてのPRを含む。)と漁業への理解を深めてもらうことを目的とする活動をいいます。

【例】

魚の調理法の講習や料理実習、地域行事における魚料理出展、パネル展示、チラシや冊子の作成・配布等

「漁業体験」とは、地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいいます。

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が行った都市との交流活動の取組のうち、当該漁業地区で実施した取組の**参加人数**を記入してください。

		参加人数 (人)				
		十	万	千	百	十
漁業体験	321	:	:	:	5	20
魚食普及活動	322	:	:	:	:	:
その他	323	:	:	:	:	:

漁業体験と魚食普及活動を一体的に実施した場合については、それぞれに同じ人数を記入してください。

3 漁業協同組合の運営する水産物直売所のうち、当該漁業地区の施設数及び過去1年間の利用者数(来場者数)について記入してください。

		施設数 (施設)		年間利用者数 (人)				
		百	万	十	万	千	百	十
水産物直売所	331	:	2	:	:	3	8	00

調査は以上で終わります。
ご協力ありがとうございました。

「水産物直売所」とは、地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいいます。

なお、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除きます。

十の単位を四捨五入して百人単位で記入してください。

用語の解説(Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況)

用 語	解 説
特定区画漁業権・共同漁業権の変更	特定区画漁業権（組合管理漁業権として漁業協同組合及び連合会に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業（真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」）及び共同漁業権（共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利）の変更について議題とした場合をいいます。
企業参入	地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいいます。
漁業権放棄	漁協が免許を受けている漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の放棄（一部の区域に限る場合を含む。）について議題とした場合をいいます。
漁業補償	漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいいます。
地元地区の共用財産・共有施設の管理	地元地区の漁業者が共有している、漁港施設及び漁場の施設の管理について議題とした場合をいいます。
自然環境の保全	藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいいます。
地元地区の行事（祭り・イベント等）	地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題とした場合をいいます。
その他	上記以外について議題とした場合をいいます。

用語の解説(Ⅲ 活性化の取組)

用 語	解 説
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいいます。 【例】 漁業就業支援フェアへの出展、求人情報Webサイトへの求人情報の掲載、漁業人材育成総合支援事業等の活用 等
ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等を回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいいます。
6次産業化への取組	農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。 【6次産業化の取組の例】 ・ 漁港で水揚げされる低・未利用魚の加工・直売とレストラン事業を営む。 ・ 養殖の収獲物を使った料理を直営の食堂で提供する。
ブルーツーリズムの取組	漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、受け入れている場合をいいます。 余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問いません。 【ブルーツーリズムの例】 渚泊、イルカウォッチ、ホエールウォッチ、ダイビング、社会科見学や修学旅行の受入 等
水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいいます。 なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含みます。
その他の各種イベントの開催	上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいいます。 【例】 消費者への直売会 等